

# 徳島県情報公開審査会答申第102号

## 第1 審査会の結論

徳島県警察本部長の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成21年6月30日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「港湾課で立合う徳島県警と徳島県職員との併任辞令を受けている者について（その仕事の内容を例示した文書）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成21年7月14日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「併任職員の配属先等」（以下「本件公文書」という。）と特定し、公文書公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成21年7月29日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、徳島県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

平成21年8月20日、諮問庁は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求める、というものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び当審査会での口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 港湾所管部署と協議を持つときに、なぜ警察官が立ち合うのか分からない。港湾所管部署に直接聞いても、「併任職員である。」との回答しかない。「併任」の意味と、その仕事の範囲の説明を求めているものである。

- (2) 本件公文書は公開されたが、これでは、なぜ審査請求人と港湾所管部署との協議に組織犯罪対策の警察官が立ち合うのか分からない。
- (3) 併任職員について、本件公文書の他に、その職務権限や職務の範囲についての詳細な定めがなされた文書があるはずである。

#### 第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁から提出された理由説明書及び当審査会での口頭理由説明における諮問庁の説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

##### 1 本件公文書について

本件公文書は、徳島県知事（以下「知事部局」という。）から実施機関に対して職員の併任に係る依頼があった際に、併任職員が行う業務に関する内容を明らかにするため、知事部局において作成し、徳島県警察（以下「県警察」という。）がその提供を受けたものである。

##### 2 対象公文書の特定等について

審査請求人は、「併任職員の仕事の内容を例示した文書」について公開を求めるものであるが、本件公文書には、併任職員の配属先ごとにおける当該併任職員が所管すべき事務が列挙されている。これは、併任職員が、その仕事として専ら実施すべき事務について明記されている。

また、下記3で示すとおり、本件公文書は、本件請求に係る唯一の公文書であることから、実施機関が本件公文書を本件請求に係る対象公文書と特定した上で、その全部について公開したことについて、妥当性を欠くものではない。

##### 3 本件公文書以外の本件請求に係る公文書の存否について

諮問庁が実施機関に対し、本件公文書以外の本件請求に係る公文書の存否について調査した結果、本件公文書は、県警察が職員を知事部局に派遣するに際し、併任職員が行う事務内容について両者が協議した内容に基づき知事部局において公文書化し、県警察がその提供を受けたものである。

審査請求人が求める併任職員の仕事の内容とは、派遣先である知事部局の各部署の業務内容について言及しているものであり、県警察が任命権者の異なる知事部局の所管する業務に対し、審査請求人の主張するような対応要綱のような業務執行に係る詳細な事項について作成するようなことは一般的には考えられない。

知事部局と実施機関との間で締結している職員の派遣に関する協定では、派遣職員の知事部局における業務は別に定めるものとしているが、別に定めるとは、知事部局における事務分掌表が該当するものと認識している。

これらのことから、本件公文書の他に併任職員の仕事の内容について記載された公文書は保有しないとする実施機関の主張は、妥当性を欠くものではない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件請求について

本件請求は、実施機関から知事部局に派遣されている警察職員の、知事部局における業務内容を例示した公文書の公開を求めるものである。

### 2 本件公文書について

本件公文書は、知事部局から実施機関に対して職員の併任に係る依頼がなされた際に、知事部局から実施機関に対して提供されたものである。そして、本件公文書には、実施機関から知事部局に派遣される警察職員の知事部局における具体的な業務内容が、一覧形式に列挙されている。

このことから、本件公文書は、実施機関の職員が職務上取得し、組織的に用いるものとして保有する公文書であり、本件請求の対象となる公文書に該当する。

### 3 本件処分の妥当性について

#### (1) 本件公文書について公開決定を行った点について

上記「2」のとおり、本件公文書は、本件請求の対象となる公文書に該当する。

したがって、本件処分において、本件公文書を対象公文書に特定し、これを公開した点についての実施機関の判断は、妥当なものと認められる。

#### (2) 他の対象公文書の存否について

審査請求人は、「本件公文書のほかに、併任職員について、その職務権限及び職務の範囲について詳細に定めた文書があるはずである」旨、主張する。

一般的に特定の職員の具体的な業務内容を例示した公文書として作成されるものは、当該職員の所属課室における事務分掌表であり、具体的な業務内容を例示した公文書として事務分掌表以外のものが別途作成されていないとしても、不自然・不合理であるとまでは認められない。

そこで、本件事案について見るに、併任職員の知事部局における業務内容は知事部局において定められるものであり、実施機関において当該事務分掌表を作成する必要性は無く、従来から知事部局の事務分掌表が送付される事実も無い以上、実施機関において、他の対象公文書を保有していないとしても、不自然・不合理であるとは認められない。

以上のことにより、「本件公文書を本件請求に係る唯一の公文書である」とする諮問庁の説明は、合理性を持つものとして是認できるものであり、本件公文書のみを対象公文書に特定した実施機関の判断は、妥当なものと認められる。

## 4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成21年 8月20日	諮問
9月17日	諮問庁からの理由説明書を受理
11月12日	審議（第72回審査会）
12月18日	審査請求人からの口頭意見陳述，審議 （第73回審査会）
平成22年 1月28日	実施機関からの口頭理由説明，審議 （第74回審査会）
2月18日	審議（第75回審査会）
3月15日	審議（第76回審査会）